

福岡県公報

令和5年7月7日
第412号

目次

告示 (第465号 - 第469号)

- 救急病院の認定 (医療指導課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 2
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (廃棄物対策課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3

監査委員

- 包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の
監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課) 3

公安委員会

- 運転免許取得者等教育の認定 (警察本部運転免許試験課) 3
- 運転免許取得者等検査の認定 (警察本部運転免許試験課) 4

告示

福岡県告示第465号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病

院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
朝倉医師会病院	朝倉市来春422-1	令和5年7月1日から 令和8年6月30日まで
新小文字病院	北九州市門司区大里新町2-5	
遠賀中間医師会おんが病院	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-2	

福岡県告示第466号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市杷木赤谷1450番1先から 朝倉市杷木赤谷1425番1先まで

福岡県告示第467号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	猪国 豊前柘田 停車場線	前	田川郡川崎町大字安真木5404番1先から 田川郡川崎町大字安真木5436番5先まで	6.7 ～ 7.6	220.0
			後	田川郡川崎町大字安真木5404番1先から 田川郡川崎町大字安真木5436番5先まで	20.0 ～ 22.8	

福岡県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	浮羽 草野 久留米線	前	久留米市御井旗崎二丁目984番1先から 久留米市御井旗崎二丁目987番3先まで	5.5 ～ 10.7	105.7
			後	久留米市御井旗崎二丁目984番1先から 久留米市御井旗崎二丁目987番3先まで	8.0 ～ 11.3	

福岡県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米 筑紫野線	前	久留米市御井旗崎二丁目1103番90先から 久留米市御井旗崎二丁目992番1先まで	4.9 ～ 10.9	284.7
			後	久留米市御井旗崎二丁目1103番90先から 久留米市御井旗崎二丁目992番1先まで	9.0 ～ 21.6	

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社相互オガ粉クリーン

(2) 所在地

佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮135番地1

(3) 代表者

代表取締役 太田 博幸

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日
令和5年6月20日

4 処分の理由
有限会社相互オガ粉クリーンは、令和5年2月22日午前10時、佐賀地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見募集期間
令和5年7月7日から令和5年8月7日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ケーズデンキ春日店

- (2) 所在地 春日市下白水205番1の一部外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出に対して、特段の意見はありません。

監査委員

福岡県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年7月7日

福岡県監査委員	塩川 正一
同	世利 洋介
同	森 行一
同	大島 道人

- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所
陣内 岳 熊本県荒尾市上井出499番地1
- 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和5年7月7日から令和6年3月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第158号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年7月7日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
株式会社柳川自動車教習所 柳川市大和町豊原100番地 堤 久臣	柳川自動車学校 柳川市大和町豊原100番地	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和5年 6月8日

福岡県公安委員会告示第159号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年7月7日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに 代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の 名 称	認 定 年月日
株式会社柳川自動車教習所 柳川市大和町豊原100番地 堤 久臣	柳川自動車学校 柳川市大和町豊原100番地	運転技能検 査同等方法	認定運転 技能検査	令和5年 6月8日